

# 定 款

(株) 吉野家ホールディングス

# 定 款

## 第 1 章 総 則

### (商号)

#### 第 1 条

当社は株式会社吉野家ホールディングスと称し、英文ではYOSHINOYA HOLDINGS CO.,LTD.と表示する。

### (目的)

#### 第 2 条

当社は次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社および外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。

1. 食堂及び喫茶店の経営並びに経営受託
2. 食料品の加工・製造及び販売
3. 冷菓・乳製飲料品及び清涼飲料水の加工・製造及び販売
4. 畜肉類の加工及び販売
5. 食堂及び喫茶店にかかわる厨房設備器具類及び什器備品類の販売
6. 酒・塩・たばこ及び米穀類の販売
7. 前2号・3号・4号・5号に掲げる商品の輸出入
8. 設計・建築・内装の請負い、コンサルタント業に関する業務
9. 店舗及びその付帯設備等を賃貸、点検、保守、維持管理する業務
10. 食堂及び喫茶店のフランチャイズ形態による経営指導並びにその加盟店の募集
11. 冠婚葬祭・貸席の経営及び経営受託並びに給食業務・パーティーの運営
12. 不動産の売買・仲介・賃貸及び管理
13. 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
14. 駐車場・ホテルの経営及び広告代理業・一般旅行業・国内旅行業並びに旅行代理店業
15. 清涼飲料水等の自動販売機及び映像音響機器の販売・賃貸・修理
16. テニス・ゴルフ・ボウリング・プール等のスポーツ施設の経営
17. 情報処理機器及びコンピュータソフトウェアの開発・販売・賃貸並びに情報処理サービスの提供
18. 自動車による配送業務
19. 健康や美容を目的とする化粧品及びサプリメントの製造・販売
20. インターネットを利用したビジネスマッチング
21. 前各号に付帯する一切の業務

### (本店の所在地)

#### 第 3 条

当社は本店を東京都中央区に置く。

### (機関)

#### 第 4 条

当社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

### (公告方法)

#### 第 5 条

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第 2 章 株 式

### (発行可能株式総数)

#### 第 6 条

当社の発行可能株式総数は16,000万株とする。

### (単元株式数)

#### 第 7 条

当社の単元株式数は、100株とする。

### (単元未満株式についての権利)

#### 第 8 条

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

### (単元未満株式の買増)

#### 第 9 条

当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

### (自己株式の取得)

#### 第 10 条

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

### (株主名簿管理人)

#### 第 11 条

当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他の株式および新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

### (株式取扱規則)

#### 第 12 条

当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### (基準日)

#### 第 13 条

当社は、毎年2月末日現在の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。

- ② 前項のほか、必要がある場合には、取締役会の決議により、予め公告して、基準日を定める事ができる。

## 第 3 章 株 主 総 会

### (総会の招集)

#### 第 14 条

定時株主総会は、毎年5月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

- ② 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。

### (電子提供措置等)

#### 第 15 条

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載せずに交付することができる。

### (総会の招集権者および議長)

#### 第 16 条

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役社長が招集し議長となる。

- ② 代表取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し議長となる。

### (総会の決議方法)

#### 第 17 条

株主総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項の定めによるべき株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

### (議決権の代理行使)

#### 第 18 条

株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

- ② 前項の場合には、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

### (買収防衛策)

#### 第 19 条

当社は、株主総会の決議により、当社の株式等の大規模買付行為に関する対応策の導入、変更および廃止につき、定めることができる。

## 第 4 章 取締役および取締役会

### (取締役の員数)

- 第 20 条  
当社の取締役は、13名以内とする。

### (取締役の選任)

- 第 21 条  
取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

### (取締役の任期)

- 第 22 条  
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

### (代表取締役および役付取締役)

- 第 23 条  
取締役会は、その決議により取締役のうちから会長、副会長、社長各1名、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

- ② 取締役会は、その決議により前項の役付取締役のうちから代表取締役を選定する。

### (取締役会の招集および議長)

- 第 24 条  
取締役会は、代表取締役社長が招集し、その議長となる。代表取締役社長に支障のあるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

- ② 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
- ③ 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。

### (取締役会の決議の方法)

- 第 25 条  
取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- ② 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

### (取締役の報酬等)

- 第 26 条  
取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

### (取締役の責任免除)

#### 第 27 条

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会（当該責任を負う取締役を除く。）の決議及び監査役の同意によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等でない取締役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 5 章 監査役および監査役会

### (監査役の員数)

#### 第 28 条

当社の監査役は、5名以内とする。

### (監査役の選任)

#### 第 29 条

監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

### (監査役の任期)

#### 第 30 条

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

### (常勤の監査役)

#### 第 31 条

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

### (監査役会の招集)

#### 第 32 条

監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく監査役会を開催することができる。

### (監査役の報酬等)

#### 第 33 条

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

### (監査役の責任免除)

#### 第 34 条

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定す

る契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 6 章 計 算

### (事業年度)

#### 第 35 条

当社の事業年度は、毎年3月1日より翌年2月末日までの1年とする。

### (剰余金の配当等の決定機関)

#### 第 36 条

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議をもって定めることができる。

### (剰余金の配当等の基準日)

#### 第 37 条

当社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。

② 当社の中間配当の基準日は、毎年8月31日とする。

### (除斥期間等)

#### 第 38 条

期末配当金および中間配当金が支払い開始の日から満3年を経過しても受領されないときは当社は支払いの義務を免れるものとする。

② 未払いの期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

### (附 則)

#### 第 1 条

変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。

② 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。

③ 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

1958年12月 7日制定

2002年 5月24日改定

2003年 5月22日改定

2004年 5月25日改定

2005年 5月27日改定

2006年 5月26日改定

2007年10月 1日改定

2008年 5月29日改定

2009年 5月28日改定

2010年 5月27日改定

2013年 4月15日改定  
2013年 5月29日改定  
2015年 5月21日改定  
2016年 5月19日改定  
2017年 5月25日改定  
2022年 5月26日改定